

住宅に係る固定資産税の減額措置

新築、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修などが対象

住宅の新築や耐震、省エネ、バリアフリーなどのために改修した場合、要件に該当すると固定資産税が減額されます。減額措置や申告方法は制度によって異なります。着工前に課税課にご相談ください。

課税課

☎995-1809

新築住宅の減額措置

住宅を新築した場合、一般の住宅は新築後3年間、3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後5年間、居住部分のうち住宅1戸につき床面積120㎡分までの固定資産税額が2分の1に減額されます。

対 象／以下のすべての要件を満たす住宅

- ①床面積50㎡～280㎡の専用住宅
- ②居住部分の床面積の割合が2分の1以上で、その床面積が50㎡～280㎡の併用住宅
- ③住宅1戸あたりの床面積が40㎡～280㎡の一戸建て以外の賃貸住宅・共同住宅など

例えば…

延床面積150㎡で1年目の本来の固定資産税額が15万円の2階建て専用住宅A（住宅戸数1戸）を、新築した場合

減額の対象となるのは、120㎡分の税額なので
 $150,000 \text{ 円(税額)} \times 120 \text{ ㎡} / 150 \text{ ㎡}$
 $= 120,000 \text{ 円}$
120,000 円が減額対象

120㎡分の税額が、1/2に減額されるので
 $120,000 \text{ 円} \times 1/2 = 60,000 \text{ 円}$
60,000 円が減額

この住宅の1年目の固定資産税額は、
 $150,000 \text{ 円(本来税額)} - 60,000 \text{ 円(減額分)}$
 $= 90,000 \text{ 円}$
90,000 円です。

住宅の耐震改修に伴う減額措置

別荘以外の既存住宅を、耐震のために改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度のその家屋に係る固定資産税が減額されます。居住部分のうち住宅1戸につき床面積120㎡分までの税額が2分の1に減額されます。

対 象／以下のすべての要件を満たす住宅

- ①昭和57年1月1日に存在していた住宅
 - ②現行の耐震基準に適合した改修が行われたもの
 - ③工事費が50万円以上のもの
 - ④工事完了日が平成27年12月31日までのもの
- ※併用住宅は、居住部分の床面積の割合が2分の1以上のものが対象です

申 告／改修後3ヵ月以内に現行の耐震基準に適合した改修であることの証明書を提出してください。

長期優良住宅に係る減額措置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合、一般の住宅は新築後5年間、3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後7年間、居住部分のうち住宅1戸につき床面積120㎡分までの固定資産税額が2分の1に減額されます。

対 象／以下のすべての要件を満たす住宅

- ①新築住宅の減額措置を受けるための要件をすべて満たしているもの
 - ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき、耐久性や安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして、県や市などの所管行政庁の認定を受けた住宅
- ※必ず新築工事着工前に所管行政庁へ長期優良住宅建築等計画の認定申請を行ってください。
- ③平成28年3月31日までに新築された住宅

申 告／新築家屋の評価時に、申告書と所管行政庁が発行する認定通知書を提出してください。

※この減額措置の適用を受けた場合、新築住宅の減額措置は適用されません。

住宅の省エネ改修に伴う減額措置

別荘と賃貸以外で平成 20 年 1 月 1 日に存在する住宅に対し、次の要件を備えた省エネ改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分のその家屋に係る固定資産税が減額されます。居住部分の床面積 120㎡分の税額が 3 分の 2 に減額されます。

対 象／以下のすべての要件を満たす住宅

- ①省エネ改修工事を平成 28 年 3 月 31 日までの間に実施したもの
- ②省エネ改修工事に要する費用が 50 万円以上のもの
- ③次の(1)～(4)の工事のうち(1)を含む工事を行ったもの
 - (1)窓の改修工事
 - (2)床の断熱改修工事
 - (3)天井の断熱改修工事
 - (4)外壁の断熱改修工事

申 告／改修後 3 ヶ月以内に(1)～(4)の工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなった証明書(熱損失防止改修工事証明書)を提出してください。

※新築住宅の減額措置と耐震改修工事に伴う減額措置が適用されたものには、この減額措置は適用されません。

※この減額措置の適用は 1 回限りです。

非課税・税額などの特例の 問い合わせ

児童福祉法関係

- ・事業所内保育事業の用に供する固定資産
- ・家庭的保育事業の用に供する固定資産
- ・居宅訪問型保育事業の用に供する固定資産

子ども保育課 ☎ 995-1822

高齢者の居住の安定確保法関係

- ・新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅の固定資産

自立支援法関係

- ・認定生活困難就労訓練事業の用に供する固定資産

社会福祉課 ☎ 995-1819

住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

別荘と賃貸以外で平成 19 年 1 月 1 日以前から存在していた住宅をバリアフリー改修した場合、工事が完了した年の翌年度分のその家屋に係る固定資産税が減額されます。居住部分の床面積 100㎡分までの税額が 3 分の 2 に減額されます。

対 象

①居住者の要件

以下のいずれかの方が居住していること

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 要介護認定、要支援認定を受けている方
- ・ 障害者手帳などをお持ちの方

②改修工事の要件

以下のすべての要件を満たす住宅

- ・ 平成 28 年 3 月 31 日までに次の(1)～(8)いずれかの工事を行ったもの

- (1)廊下の拡幅
- (2)階段の勾配の緩和
- (3)浴室の改良
- (4)便所の改良
- (5)手すりの取付け
- (6)床の段差の解消
- (7)引き戸への取替え
- (8)床表面の滑り止め化

- ・ 工事費から補助金などを控除し、自己負担額が 50 万円以上のもの

申 告／改修後 3 ヶ月以内に申告してください。

※この減額措置の適用は 1 回限りです。



新築した家屋は いつから固定資産税が課税されるの？

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。例えば、今年の 7 月 1 日に家を新築した場合、その家は平成 27 年 1 月 1 日時点ではなかったもので、平成 27 年度は課税されません。平成 28 年 1 月 1 日時点では、家が存在しているので、平成 28 年度から課税されます。新築住宅の減免措置の適用も、平成 28 年度からになります。